

1. 目的

地震、風水害、感染症等が発生した場合、防ぎ得る死（災害関連死）と二次健康被害を防ぐため、医療・福祉サービスの適切な提供が非常に重要となっている。しかし、大規模災害時には、継続的なニーズに加えて、新たなニーズが急増する可能性があり、特に外部受援を得られる72時間・3日間を地域全体で乗り越えることが重要となっている。

そこで、大規模災害時における地域全体でのサービス提供体制の確保を目的に、地域の医療・福祉サービス事業者の相互連携や要配慮者・要支援者に係る支援情報の把握・共有等を地域 BCP として推進するもの。

あわせて、平常時における研修、訓練等を通じて、日頃から福祉と防災の連携を推進するもの。

継続的なニーズ…ライフラインの途絶や事業所、職員の被災等により、事業者の自助だけでは事業継続困難となった場合においても、地域の相互連携により、継続的な医療・福祉サービスのニーズに応えること。

新たなニーズ…避難所避難者、在宅避難者、車中泊者及び医療的ケア児・者等の対応、福祉避難所の開設等により、新たな医療・福祉サービスのニーズが急増した場合においても、地域の相互連携により、適切な支援を提供すること。



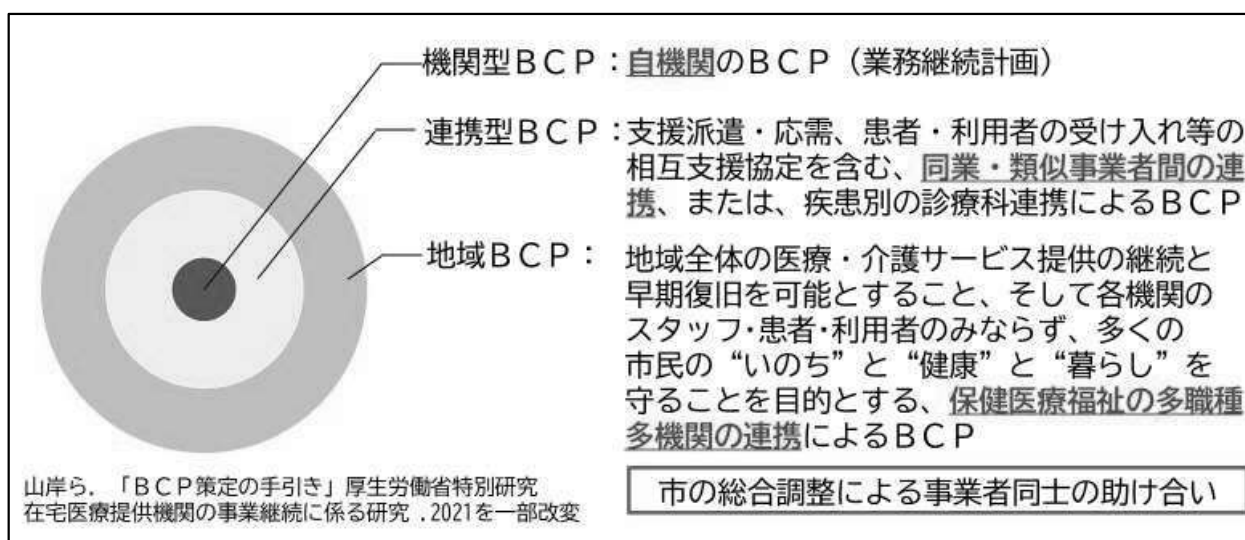
2. 機関型 BCP・連携型 BCP・地域 BCP の関連性

災害時には、各事業所におけるBCP(以下、事業所ごとに作成されたBCPを「機関型BCP」と呼ぶ)に従って行動することが基本となっている。

しかしながら、近年の大規模な災害では、事業所の倒壊、職員の被災など単独での事業が継続困難な事態が発生する可能性も高く、事業者間や地域での連携が重要とされていることから、連携型 BCP 及び地域 BCP について、地域全体で取り組んでいく必要がある。

まず、連携の第一段階として期待される取組みが連携型BCPであり、同業、類似事業者、法人内部など、平時からのネットワークを活かして連携する取組みとなっている。

さらに、大規模な災害・被害が発生してしまった場合に地域全体で対応する取組みが地域BCPである。地域BCPでは、市民や医療・福祉サービス事業者から寄せられた安否確認情報や市が収集した被害情報を集約し、市が総合調整を行ったうえで人的・物的な相互支援を展開する仕組みとなっている。



3. 発動タイミング

発動する災害の基準は下記の通りである。(1)から(3)に該当しない程度の災害や想定しない状況が発生した場合であっても、オールハザード(全災害対応型)アプローチとして発動することがある。

- (1) 流山市内で震度6強以上の地震が発生した場合
- (2) 避難指示が発令された風水害が発生した場合
- (3) 地震または風水害によらず、電気、ガス、水等のライフラインが長時間停止した場合またはその恐れがある場合
- (4) その他避難を要する場合

4. 地域 BCP 発動による相互支援内容

相互支援の実施内容は下記の通りである。基本的に、市が被害情報を集約し支援ニーズを調整した後に支援を依頼するが、依頼の有無に関わらず早期に支援を開始することを妨げない。

(1)の安否確認は、別に規定される協定により、居宅介護支援事業所及び訪問看護事業者等が優先順位に従って自らの利用者に対して行うことを想定しているが、事業者等の被災により実施できない場合に、相互支援を依頼するもの。

- (1) 人工呼吸器等を利用する医療依存度または電源依存度の高い者のほか、要介護認定者、障害者等に行う安否確認
- (2) 被災した事業者及び福祉避難所開設事業者への支援(人員支援)
- (3) 安否確認のうえ、直ちに医療機関への入院及び介護保険施設への入所が必要な者または福祉避難所への移送が必要な者に対する搬送支援(人員支援及び車両の提供)
- (4) 後方支援医療機関や市外施設及び避難所への搬送支援(人員支援及び車両の提供)
- (5) 避難所避難者、在宅避難者等への医療・介護サービスの提供(車中泊含む)
- (6) その他必要な支援

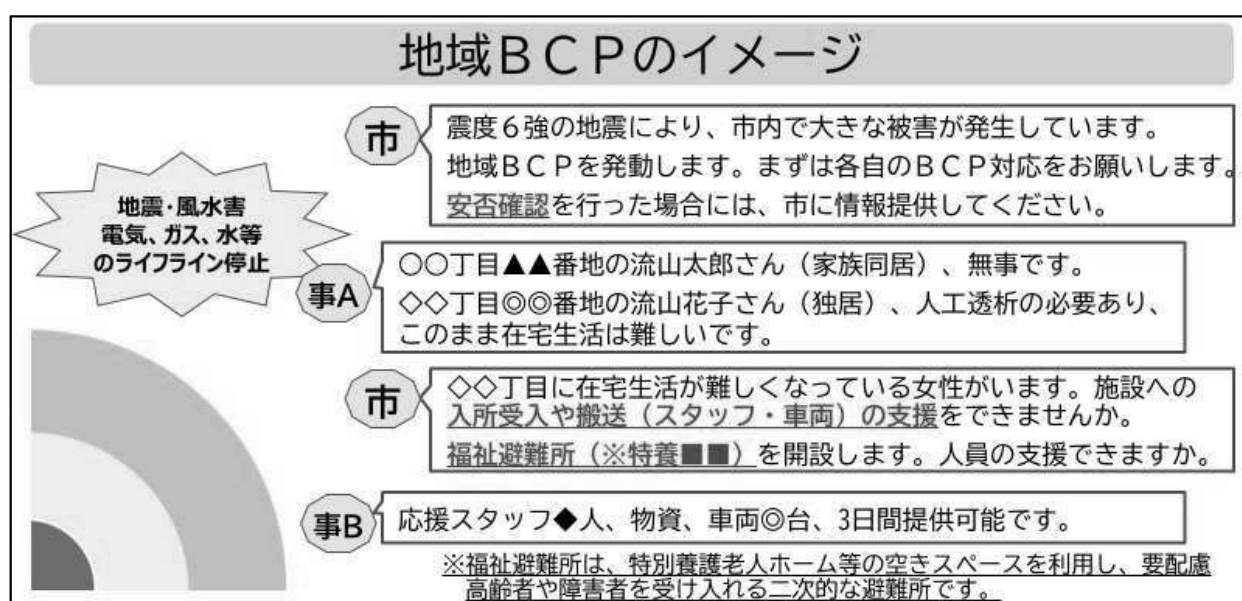
※福祉避難所…一般避難所での生活が難しい高齢者、障害者、乳幼児等を受け入れる二次的な避難所。介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設など、主に入所施設等として運営されている福祉施設と協定を締結し、災害時に開設協力を得る想定となっている。

地域 BCP により想定される支援内容

時期	項目	市	事業所
平常時	事前準備	平常時からの備え ・事業者との協定推進 ・研修会及び訓練等の実施 ・指揮命令系統の確立 ・情報伝達手段の確保 ・集約情報の一元管理	平常時からの備え ・BCP、マニュアル等の整備 ・物資、資材の確保 ・定期的な運営訓練・研修 ・事業所・法人間の連携 ・国システム等の確認・習熟
発災直後～24時間以内	連絡調整・ニーズ把握	災害の全体状況の把握 避難所の状況や被害状況の把握とともに、適切な情報提供を行う。 被災状況の把握 各施設所管課（介護・障害福祉等）は国システムで確認する。	職員及び利用者の避難誘導・安否確認 居宅介護支援・訪問看護事業者等は安否確認情報を市へ報告 建物の損傷などの確認・点検 国システムに入力・報告する。
	BCP発動の決定	地域BCP発動を決定 （カナミック・公式LINE等で周知） 相互支援のマッチング	支援要請 自機関だけで対応が難しい場合 機関型BCPに沿った対応 支援申出 支援調整 応援・相互支援が可能な場合
24時間～7日以内	想定される支援内容	A事業所被災 → B事業所被害なし （利用者や従業員の受け入れ・搬送支援） A事業所・C病院被災 → 市外・県外 （搬送支援） D事業所福祉避難所の開設 ← B事業所被害なし （人員・物資の支援） ・避難所避難者への新規サービス提供（車中泊含む） ・在宅避難者のモニタリング調査	
閉鎖後	費用弁償	費用の支払 事業者間での調整のほか、最終的に市での支払い	費用の整理・請求 応援に要した人件費、備品等の経費の請求

地域 BCP のイメージ

- 震度6強の地震など大規模災害が発生した場合に、地域 BCP が発動される。
- 市よりカナミックネットワーク、市公式 LINE、X(旧ツイッター)等を通じて、発動を周知する。
- 市よりカナミックネットワークのメッセージ等を通じて、安否確認の依頼及び協力要請等を行う。
- 事業者は、安否確認結果や稼働困難な状況になった際の報告について、カナミックネットワーク等を通じて、市へ提供する。



5. 地域 BCP における事業者支援について

地域 BCP の基本的な考え方として、各事業者の自助だけでは対応不能な人的・物的被害が発生した場合にサービス提供を維持することを目的として相互支援を依頼するもの。

また、甚大な人的・物的被害により、運営そのものが不能となった場合においては、人材の雇用維持、サービス提供体制維持の観点からマッチング機能を行うことについても想定する。（あわせて、事前の法人間・事業所間の連携を推進するもの。）

6. 市の責務について

災害時には、市が被害情報を集約し支援ニーズを調整した後に、各事業者への支援を依頼する大きな責務がある。災害時に責務を果たせるよう平常時から備えを高めるため下記の実施を行うもの。

- (1)医療・介護サービス提供事業者との協定推進
- (2)災害時対応力の向上を目的とした研修会及び訓練等の実施
- (3)指揮命令系統の確立
- (4)情報伝達手段の確保
- (5)集約情報の一元管理

※事業所間と国の間で被災状況を共有するシステムが稼働している場合には、市においても当該システムを積極的に活用する。システムの利活用ができない事業所においては働きかけを行う。

災害時に活用が想定されるシステム

- | | |
|---|----------------------|
| □ 介護支援課（介護サービス情報報告システム） | ⇒ 災害時情報共有システム |
| □ 障害者支援課（WAMネット） | ⇒ 事業所の被災状況を事業所と国（厚生 |
| □ 保育課（WAMネット） | ⇒ 労働省）の間で情報共有するシステム。 |
| □ 健康増進課（保健センター）⇒EMIS（広域災害救急医療情報システム） | |
| 医療機関の稼働状況などの災害医療情報を関係機関（消防機関、保健所、行政機関など）と共有できるシステム。国（厚生労働省）が運用、全国統一。 | |
| □ 薬剤師会 ⇒eST-aid | |
| 医療機関・薬局従事者の安否確認のほか、災害時の医療機関・薬局の被災状況・営業状況を市民へ公開し、救護所・災害対策本部とも連携できるシステム。 | |
| □ D24H（災害時保健医療福祉活動支援システム） | |
| 保健・医療・福祉チームのそれぞれの独自システムと連携し、被災地で活動する全ての保健医療福祉支援チームが、リアルタイムに同じ災害情報を共有できるワンストップ型情報提供システム。 | |

（参考）在宅避難の推奨について

避難所では、寒暑厳しい条件のなか、多人数の避難者が押し寄せる可能性があり、避難途中において被害に巻き込まれる可能性もある。そのため、浸水被害や倒壊の恐れが無く、自宅の安全が確保された状況であれば、在宅避難が推奨されている。

日頃の支援においては、水・食料といった備蓄品だけでなく、要支援者に欠かせない医薬品や衛生資機材の確保についても最低1週間程度の予備を確保するなどを呼びかけることが重要である。

7. 事業者の責務について

機関型 BCP・連携型 BCP・地域 BCP によるサービス提供体制の維持にあたっては、職員本人や利用者の安全確保を第一優先とし、安全が確保された後に最善の行動を取るものとする。

なお、安全確保については、発災直後だけでなく、復旧・復興期まで継続した過程における、メンタルヘルス・過重労働についても留意する必要がある。

※各時点の対応は、国が示す BCP フローチャートについても参考にすること。

国が示す BCP フローチャート



平常時

BCP・業務継続計画の作成および定期的な見直しを行うだけでなく、計画に基づく以下の事項等について対応を進める。

- 災害リスクの把握（地理的特性・職員参集など）
- 備蓄（最低3日間できれば1週間分）
- 避難情報発令時におけるタイムライン（防災行動計画）
- 通信手段の検討（災害情報の入手、職員間の連絡体制、安否確認）
- 各サービス種別により災害時を想定した優先順位の取り決め（サービス利用体制の計画的な縮小等についても想定しておく）

- ライフライン設備・施設修繕
- 国・県との間の災害時情報共有システムの活用
- 市との間での情報連携システム活用（カナミックネットワーク）
- 各利用者の災害時リスクの把握（個別避難計画の作成含む）

災害時

外部受援が得られるまでの3日間を特に留意し、業務継続計画におけるサービス提供体制の維持に努める。

➤ 安全確保

職員本人や利用者の安全確保を第一優先とし、安全が確保された後に最善の行動を取るものとする。サービス提供終了時の帰宅支援等については、家族・居所の安全確認についても行うものとする。（安全が確保できない状況での帰宅支援、サービス終了はしない）

共通事項	職員・家族、利用者の安全確保 事業所の安全確保、通信手段・連絡体制の確保
入所系サービス	入居者の安全確保、ライフラインの確認 BCPに基づく優先業務の展開 （食事・排泄介助→口腔ケア→入浴介助など）
通所系サービス	災害予測に基づく事前のサービス休止・縮小 家族・居所の安全確認の後の帰宅支援（安全が確保できない状況での帰宅支援、サービス終了はしない） ※ 関係機関との連携や地域BCPにより、事業所での宿泊、近隣の施設・避難所での宿泊及び移送も想定しておく。 ※ 家族の就労状況によっては3日間程度の備蓄も必要となる可能性がある。

➤ サービスの提供

事業所や職員が被災した場合において、機関型 BCP に沿って事前に想定していた優先順位等を参考に、出勤可能な職員体制で提供可能なサービスに絞って対応する。ただし、画一的な対応ではなく、身体状況・生活状況等の利用者ごとの状態像に沿って適切に判断することが必要である。

➤ 災害時情報共有システムの活用

事業所や職員の被災状況について、外部受援をスムーズに得るために、国・県・市に状況報告を適切に行うことが重要となっている。発災時においては、国から状況報告の依頼があり次第、速やかに入力する。なお、日頃から利用方法の確認、訓練の参加を行うことが重要である。

災害時情報共有システム（国：施設被災状況）※個人情報なし

- 事業所の被災状況を事業所と国（厚生労働省）で情報共有する。県・市は閲覧する。
- 事業所のパソコンやスタッフのスマートフォンを使って、被災状況を入力できる。

- | | | |
|-------|------------------|-----|
| ➤ 障害⇒ | WAMネット経由 | ⇒ 国 |
| ➤ 保育⇒ | WAMネット経由 | |
| ➤ 介護⇒ | 介護サービス情報報告システム経由 | |

**県・市も
閲覧可能**

カナミックネットワーク（市：要支援者個人情報あり）

- 利用者の安否確認情報や地域BCPによる支援要請・支援申出を事業所と市で共有する。
- 事業所のパソコンやスタッフのスマートフォンを使って、被災状況を入力できる。

相互支援時

相互支援時において、応援体制が定期的に交替することから、前後での情報共有が重要である。個人情報の保護に留意しながら、適切に、支援関係者間での引継ぎ・共有を行う。受援が得られるまでの3日間を特に留意し、業務継続計画におけるサービス提供体制の維持に努める。

➤ 災害ケースマネジメントを見据えた被災者台帳ヒアリングシートの活用による情報の共有（国共通様式・巻末参照）

避難所避難者、在宅避難者等の訪問時においては、身体状況、福祉ニーズのみならず、生活再建ニーズが寄せられる可能性があるため、継続して利用できる被災者台帳ヒアリングシートを活用することが有益である。

8. 地域 BCP を推進するための平常時の取組みについて

大規模な災害に備えて、市と事業所が連携して下記の取組みを継続的に行うものとする。

- (1) 災害対策の基本的知識の習得、防災訓練等への参加
- (2) 市及び事業所双方の業務継続計画の作成および定期的な見直し
- (3) 個別避難計画の作成推進
- (4) その他必要と想定されること

個別避難計画（相談援助職向け作成補助金あり）



救急情報カード

+



生活支援シート①②③

障害・要介護の状況、地域の災害リスクや緊急連絡先を事前に記載し共有しておきます

9. 情報伝達、情報集約に関するカナミックの推進について

流山市と事業者間の情報伝達、情報集約の方法については、できる限り情報共有システム(カナミック)を活用することとし、補助手段として、電話・インターネットメール・ファクシミリを利用する。

コミュニティ

マイページ > 参加コミュニティ一覧 > 流山市 BCPさんの部屋

参加コミュニティへ

流山市 BCPさんの部屋



本人・家族招待
[追加で参加者を招待]
[利用者情報の名寄せ]

この部屋の管理者
流山市役所 介護支援課

介護支援課
主理山 一般行政課

イメージ図：カナミック・BCP の部屋

説明・確認事項	身体・生活	認知・精神	社会	温度感	食事・排泄
災害時に流山市内介護保険事業所が活用するお部屋です。					
———！！最新情報！！———					
流山市地域BCP「発令」時はここに掲載します。					
ページ下部のケアレポート（トピック）には下記について掲載しています。					
☐ 災害関係リンク集 ※閲覧のみ/投稿禁止 ☐ 安否確認報告フォーム（介護事業所→流山市） ☐ 介護サービス情報報告システム（介護事業所→国） ☐ 流山市地域BCPガイドライン					
☐ 災害に関する市からの情報（流山市→介護事業所）※閲覧のみ/投稿禁止 ☐ 市内の福祉避難所開設状況など					

10. 費用弁償について

災害時における市の医療・介護サービスの提供において、支援機関・支援者の無償労働・無償提供とならないよう費用弁償の優先順位を下表のとおり定める。

なお、国から示される特例的な扱いも含め、できる限り福祉サービス給付として取り扱うよう協力を求める。また、災害規模等に応じて様々な調整が必要となることから、相互支援等に係る費用については支出内容及び支出額等を整理しておくことを依頼する。

※ 福祉専門職等が専門性に基づく支援業務に従事する場合は、日当の基本額を基準とする。

※ 物資・資機材の提供については、実費弁償を基本とする。

費用負担の根拠	留意点・ポイント
福祉サービス給付 (緊急入所などの特例含む)	・ 災害時には定員超過利用が認められる場合があること。 ・ 訪問看護費等は指示書の有効期間を越えても算定できる場合があること。 ・ 一時的に人員基準、加算要件を満たさない場合でも算定できる場合があること。 ・ 居宅介護支援専門員が一時的に40件を超える場合も減算を行わないでよい場合があること。
災害救助法による実費弁償	※災害による被害が甚大になった場合に適用される。 ・ 専門職の実費弁償は、千葉県災害救助法施行細則を適用。 ・ 福祉避難所を設置する場合は、資機材費、光熱水費等のほか、10人に1人の割合で配置する相談員等の経費などに適用。
応援依頼元の事業者負担	※福祉サービス給付(特例含む)に同じ
市負担	※いずれも対応できない場合に限る(要協議)

11. 個人情報の取り扱いについて

安否確認はじめ、各種サービスの提供にあたり、要配慮者・要支援者に係る支援情報の把握・共有が必要となる。第三者への個人情報の提供については、原則、本人同意が必要となっているが、本人同意が無い場合においても災害や本人の身体状況等によって本人の利益に資すると判断される場合には、積極的に共有を行う必要がある。本人同意の有無における根拠は以下のとおり。

（事前の本人同意がある場合）

居宅介護支援事業を例に挙げると、運営基準第23条（秘密保持）等による事前同意を準用することが可能と市は判断している。※指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年3月31日号外厚生省令第38号）

（事前の本人同意が無い場合）

※本人同意の聴取が可能な場合

災害ケースマネジメントを見据えた被災者台帳ヒアリングシート（国共通様式・巻末参照）に示すとおり、改めて同意を聴取することが想定される。

※本人同意を聴取することが困難な場合

個人情報保護法第18条の規定により、人の生命、身体又は財産の保護のために必要と判断される場合には本人同意なく第三者への個人情報提供が可能とされている。災害発生時において、本人の身体状況等により本人同意を聴取することが困難である場合には、この規定を利用して共有することが想定される。

12. 安否確認について

安否確認は、居宅介護支援事業所及び訪問看護事業者等が優先順位に従って自らの利用者に対して行うことを想定している。しかしながら、居宅介護支援事業所及び訪問看護事業者等が被災により実施できない場合には、通所・訪問系の各サービス提供事業者に相互支援を依頼する可能性がある。

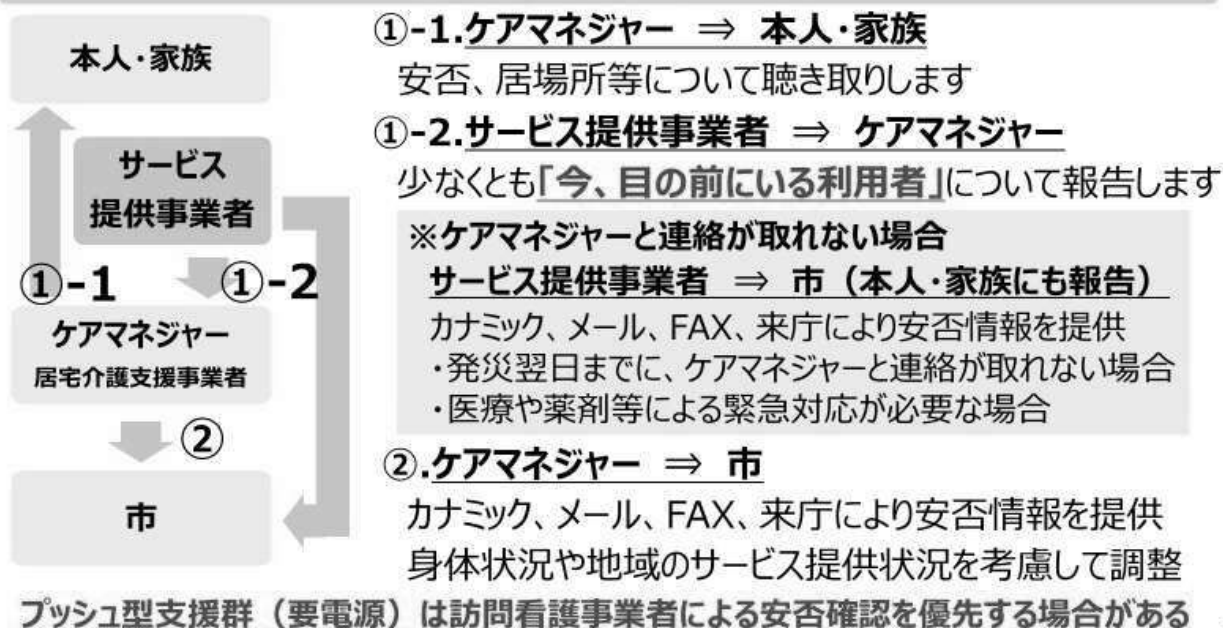
福祉専門職の協力による安否確認（対象者及び優先順位）

- 機関型BCP（事業所）として収集した安否確認情報について市へ情報提供して頂く。
- 安否確認時の生活維持判定による状態に応じ、継続的な人的・物的支援へと早急につなぐ。
- 地域BCPにも含まれる初動対応・きっかけとして重要な対応となるもの。



流山市介護支援専門員連絡会及び流山市訪問看護ステーション連絡会と協定締結済み

安否確認のながれ



<居宅介護支援事業所及び訪問看護事業者>

- 各事業所は機関型 BCP に沿って、安否確認を行い、その結果を市へ報告いただきたい。(R7年度に安否確認情報提供の協定について締結済み)

【報告先】流山市役所健康福祉部介護支援課

TEL:04-7150-6531 FAX:04-7158-2727

Mail:kaigo@city.nagareyama.chiba.jp

※カナミックネットワークでの報告を推奨。

- 電源が必要な医療機器を使用している①プッシュ型支援群について、居宅介護支援事業所及び訪問看護事業所の双方によりサービス提供されている場合は、医療依存度や緊急度に応じて、安否確認の担当を担当者会議等により事前に決めておくことが望ましい。
- 報告内容は、≪氏名・住所・生年月日・安否情報・居場所(居宅または避難所)・身体等の状況、その他避難支援を要する状況≫とする。
その他避難支援を要する状況については、安否確認の段階で把握された地域住民や事業者の援助だけでは対応が困難なケースとして、生活維持判定(健康状態、医薬品・資器材、生活状況、支援者の有無等)について記載する。
- 災害時に速やかに安否確認を行えるよう、各利用者との連絡体制の確認、身体状況や家族の状況を踏まえた災害リスクについて把握しておいていただきたい。

<通所・訪問系の事業所>

- ①プッシュ型支援群、②必要時医療調整群、③ケア配慮群に係る安否確認は、原則、居宅介護支援事業所及び訪問看護事業者が実施するため、安否確認について協力いただきたい。
- 特に、サービス提供中やその前後である場合には、安否確認情報について、居宅介護支援事業所及び訪問看護事業者へ提供いただきたい。
- あわせて、居宅介護支援事業所及び訪問看護事業者等事業者等に被災の可能性があり、発災翌日までに安否確認情報を提供できない場合は、市へ直接報告する等の協力をいただきたい。

（参考資料）福祉避難所の指定

市では、令和 7 年 3 月末現在、施設管理者の協力を得て、以下の 21 施設を福祉避難所として指定しています。今後も新たな公共施設や福祉施設が開設された場合には、福祉避難所としての指定を要請していきます。なお、災害の状況等に応じて、下記の事前協定福祉避難所だけでなく、事業所の協力次第で新たに開設することも可能である。

（福祉避難所 ※要支援の理由を限定しない施設）

	名称	所在地	管理団体	備考
1	流山市 地域福祉センター	平和台 2-1-2	流山市社会 福祉協議会	
2	特別養護老人ホーム 春の苑	東深井 518-1	社会福祉法人 あかぎ万葉	特別養護老人 ホーム
3	ケアハウス 春の苑	東深井 520-1		ケアハウス
4	特別養護老人ホーム 季の花	おおたか の森西 4- 17-1		特別養護老人 ホーム
5	特別養護老人ホーム 花のいろ	中野久木 421		特別養護老人 ホーム
6	特別養護老人ホーム 時の花	流山 9-500-31		特別養護老人 ホーム
7	特別養護老人ホーム リバーパレス流山	西深井 142	社会福祉法人 旭悠会	特別養護老人 ホーム
8	ハートケア流山	小屋 146-1	医療法人社団 愛友会	介護老人保健 施設
9	ナーシングプラザ 流山	前ヶ崎 248-1		介護老人保健 施設
10	はまなす苑	こうのす 台 269-1	社会福祉法人 流山あけぼの 会	特別養護老人 ホーム
11	あざみ苑	野々下 2-488-5		特別養護老人 ホーム

12	ケアハウス サンライズ流山	野々下 2-488-6		ケアハウス
13	でいご	こうのす 台 634-1		特別養護老人 ホーム
14	流山こまぎ安心館	駒木 649-3	社会福祉法人 天宣会	特別養護老人 ホーム
15	美晴らしの里	名都借 1126	社会福祉法人 正心会	特別養護老人 ホーム
16	イリーゼ南柏・別邸	向小金 3-102-1	HITOWA ケアサ ービス株式会 社	介護付き有料 老人ホーム

(福祉避難所 ※要支援の理由を限定する施設)

	名称	所在地	管理団体	備考
1	特別養護老人ホーム 月の船	野々下 1-292	社会福祉法人 あかぎ万葉	特別養護老人 ホーム
2	つつじ園	野々下 1-319	社会福祉法人 まほろばの里	障害福祉サー ビス事業所
3	コスモス	野々下 1-319		多機能型 障害福祉サー ビス事業所
4	児童発達支援センター つばさ	駒木台 221-3	流山市	児童発達支援 センター

1. 常時電源を必要とする医療的ケア児・者とその家族
2. 知的障害者とその家族
3. 知的障害者とその家族
4. 知的障害児とその家族

(参考資料) 被災者台帳ヒアリングシート(国様式) 表

被災者台帳 ヒアリングシート(例)				記入例あり																							
					市町村が事前に記入しておくこと																						
					発災後、速やかに記入すること																						
基本情報																											
ふりがな	やまだ はなこ		生年月日																								
氏名	山田 花子		性別																								
住所	東京都千代田区永田町1-6-1																										
世帯主																											
電話番号			メールアドレス																								
居所	住所に同じ																										
避難場所	避難所・ <u>自宅</u> ・親戚・知人宅・車中泊・その他(																										
希望の避難場所	避難所・自宅・ <u>応急仮設住宅</u> ・災害公営住宅・親戚・知人宅・その他()																										
家族等の安否			就業の有無	有・無																							
要配慮者情報																											
要配慮者		該当・該当なし																									
支援者		具体的内容を記載																									
区分等	身体障害者手帳(種類・程度)	視覚	1級																								
	療育手帳	A1																									
	精神保健福祉手帳	1級																									
	要介護認定区分	○																									
	理解できる言語(外国人の場合)	要介護5																									
	同伴避難のペット	有・無																									
各種支援の必要性																											
トイレ	必要・必要なし																										
食事	必要・必要なし																										
入浴	必要・必要なし																										
移動	必要・必要なし																										
情報の取扱い																											
情報提供の同意		同意あり・同意なし																									
同意する情報提供先																											
医療の状況 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">医療サポートの利用状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・人工呼吸器</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>・在宅酸素</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・透析</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>・インスリン注射</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ストーマ(人工肛門・人工膀胱)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・アレルギー除去食</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・その他()</td> <td></td> </tr> <tr> <th colspan="2">治療状況</th> </tr> <tr> <td colspan="2">・通院(継続・中断)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">・服薬(継続・中断)</td> </tr> </tbody> </table>						医療サポートの利用状況		・人工呼吸器	○	・在宅酸素		・透析	○	・インスリン注射		・ストーマ(人工肛門・人工膀胱)		・アレルギー除去食		・その他()		治療状況		・通院(継続・中断)		・服薬(継続・中断)	
医療サポートの利用状況																											
・人工呼吸器	○																										
・在宅酸素																											
・透析	○																										
・インスリン注射																											
・ストーマ(人工肛門・人工膀胱)																											
・アレルギー除去食																											
・その他()																											
治療状況																											
・通院(継続・中断)																											
・服薬(継続・中断)																											

※記入した内容は速やかに被災者台帳のデータベース等に入力すること

（参考資料）被災者台帳ヒアリングシート（国様式）裏

支援の状況

住まい	持家・借家		応急修理制度		公費解体	
	応急仮設住宅		みなし仮設住宅		災害公営住宅	

支援制度	住家被害認定調査		被災者生活再建支援金		災害弔慰金	
	被害認定区分		基礎支援金支給額①		支給額	
	被害認定日		基礎支援金申請日①		申請日	
	罹災証明交付日		基礎支援金支給額②		災害見舞金	
	罹災証明交付枚数		基礎支援金申請日②		支給額	
	罹災証明申請日		加算支援金支給額①		申請日	
	罹災証明申請者		加算支援金申請日①			
	罹災証明発行番号		加算支援金支給額②			
			加算支援金申請日②			

義援金	義援金①		義援金②		義援金③	
	名称		名称		名称	
	申請日		申請日		申請日	
	支給額		支給額		支給額	

減免措置	税		保険料		その他	
	住民税		国民健康保険料		幼稚園入園料	
	固定資産税		後期高齢者医療保険		保育料	
	その他の税		介護保険料		高等学校入園料	
	その他					
	火葬料		し尿・浄化槽汚泥処理料			
	ごみ処理料		証明書発行手数料			

貸付	災害復旧貸付		生活福祉資金貸付		母子寡婦福祉資金貸付	
	災害援護資金貸付					

非住家	被災状況		物件所有者電話番号	
	物件所有者		物件所有者メールアドレス	
	物件所有者住所			

災害時安否確認の情報提供に関する協定書

流山市（以下「甲」という。）と流山市介護支援専門員連絡会（以下「乙」という。）は、流山市内で災害が発生した場合における流山市内のサービス利用者の安否情報の提供について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、第2条の各号に定める災害等が発生した場合に、甲が乙の協力を得て行う流山市内のサービス利用者の安否確認を円滑に実施することを通じて、防ぎ得る災害関連死と二次健康被害の最小化を目的とする。

（安否情報の提供）

第2条 乙は、次の各号に掲げる災害等が発生した場合に、甲からの要請の有無にかかわらず、乙に加入する各事業者（以下「事業者」という。）が自らの安全を確保したうえで、流山市内のサービス利用者の安否について確認した場合に、確認できた安否情報の内容をできる限り速やかに甲に対して提供する。

- （1）流山市内で震度6強以上の地震が発生した場合
- （2）避難指示が発令された風水害が発生した場合
- （3）地震または風水害によらず、電気、ガス、水道等のライフラインが長時間停止した場合またはその恐れがある場合
- （4）その他避難を要する場合

2 提供の内容は、原則として、流山市内のサービス利用者の次に掲げる事項に関するものとする。

- （1）氏名
- （2）住所
- （3）生年月日
- （4）居場所（居宅または避難所等）
- （5）身体等の状況、その他避難支援を要する状況

3 甲の情報提供先は流山市役所健康福祉部介護支援課とし、電子データによる提供を原則とする。ただし、災害により、電子データによる情報提供ができない場合には、ファクシミリ等の通信手段によることができる。なお、災害により電子データによる提供ができない場合には、情報提供先に紙様式にて直接提出することを妨げない。

4 甲は、事業者から提供された安否情報を、甲が実施する安否確認等の災害対策に活用するものとする。

（訓練の参加）

第3条 甲及び乙は、大規模な災害に備えて、災害対策の基本的知識の

習得のほか、防災訓練等に相互に参加するよう努めるものとする。また、平常時からの備えを高めるために、個別避難計画の作成を推進するものとする。

(費用負担)

第4条 事業者が甲に対して情報提供すること及び訓練の参加に要する費用は事業者の負担とする。

(免責)

第5条 乙は、第2条の規定による協力した場合及び協力できなかった場合のいずれにおいても、その責任を負わないものとする。

(協議)

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲と乙の双方がそれぞれ誠意をもって協議するものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結日から当該日の属する年度の3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1か月前までに甲または乙から何らの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されるものとみなし、以後この例による。

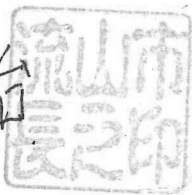
(雑則)

第8条 この協定の実施に関して必要な事項は、甲と乙が協議して定める。この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲と乙が署名捺印し、双方各1通を保有する。

令和7年11月6日

甲 流山市
流山市長

井崎義治



乙 流山市介護支援専門員連絡会
会長

伊藤 光弘



災害時安否確認の情報提供に関する協定書

流山市（以下「甲」という。）と流山市訪問看護ステーション連絡会（以下「乙」という。）は、流山市内で災害が発生した場合における流山市内のサービス利用者の安否情報の提供について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、第2条の各号に定める災害等が発生した場合に、甲が乙の協力を得て行う流山市内のサービス利用者の安否確認を円滑に実施することを通じて、防ぎ得る災害関連死と二次健康被害の最小化を目的とする。

（安否情報の提供）

第2条 乙は、次の各号に掲げる災害等が発生した場合に、甲からの要請の有無にかかわらず、乙に加入する各事業者（以下「事業者」という。）が自らの安全を確保したうえで、流山市内のサービス利用者の安否について確認した場合に、確認できた安否情報の内容をできる限り速やかに甲に対して提供する。

（1）流山市内で震度6強以上の地震が発生した場合

（2）避難指示が発令された風水害が発生した場合

（3）地震または風水害によらず、電気、ガス、水道等のライフラインが長時間停止した場合またはその恐れがある場合

（4）その他避難を要する場合

2 提供の内容は、原則として、流山市内のサービス利用者の次に掲げる事項に関するものとする。

（1）氏名

（2）住所

（3）生年月日

（4）居場所（居宅または避難所等）

（5）身体等の状況、その他避難支援を要する状況

3 甲の情報提供先は流山市役所健康福祉部介護支援課とし、電子データによる提供を原則とする。ただし、災害により、電子データによる情報提供ができない場合には、ファクシミリ等の通信手段によることができる。なお、災害により電子データによる提供ができない場合には、情報提供先に紙様式にて直接提出することを妨げない。

4 甲は、事業者から提供された安否情報を、甲が実施する安否確認等の災害対策に活用するものとする。

（訓練の参加）

第3条 甲及び乙は、大規模な災害に備えて、災害対策の基本的知識の習得のほか、防災訓練等に相互に参加するよう努めるものとする。また、平常時からの備えを高めるために、個別避難計画の作成を推進するものとする。

(費用負担)

第4条 事業者が甲に対して情報提供すること及び訓練の参加に要する費用は事業者の負担とする。

(免責)

第5条 乙は、第2条の規定による協力した場合及び協力できなかった場合のいずれにおいても、その責任を負わないものとする。

(協議)

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲と乙の双方がそれぞれ誠意をもって協議するものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結日から当該日の属する年度の3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1か月前までに甲または乙から何らの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されるものとみなし、以後この例による。

(雑則)

第8条 この協定の実施に関して必要な事項は、甲と乙が協議して定める。この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲と乙が署名捺印し、双方各1通を保有する。

令和 8 年 2 月 13 日

甲 流山市
流山市長

井崎 義治



乙 流山市訪問看護ステーション連絡会
会長

石井 智枝

